

岐阜県スポーツ科学センター御嶽濁河高地トレーニングセンターの  
指定管理者指定申請に係る審査結果について

平成28年11月4日  
岐阜県清流の国推進部地域スポーツ課

1 施設の概要

名 称	岐阜県スポーツ科学センター御嶽濁河高地トレーニングセンター
所 在 地	岐阜県下呂市小坂町落合2376番地1
設置目的	スポーツを行う県民等に対する科学的な支援その他スポーツに関する競技水準の向上に必要な支援を実施することにより、岐阜県のスポーツ振興に寄与することを目的とする。
根拠条例	岐阜県スポーツ科学センター条例

2 指定管理者の募集方法

特定者指名

3 指定管理者の募集期間

平成28年10月19日から平成28年10月24日まで

4 申請団体

申 請 団 体 の 名 称	共 同 体 の 構 成 員 の 名 称
公益財団法人岐阜県体育協会	

5 審査基準

審 査 項 目	配 点
施設管理の基本方針	5
類似施設の管理実績	10
利用者サービスの向上	25
施設の維持管理	5
収支計画	20
組織・体制	10
危機管理	10
経営基盤	5
地域連携	10
計	100

6 岐阜県指定管理者審査委員会の開催日

平成28年11月2日

## 7 審査結果

次のとおり指定管理者候補予定者を決定しました。

### <指定管理者候補予定者>

申請団体の名称	主な選定理由
公益財団法人岐阜県体育協会	申請内容が募集要項に定める基準を満たしていると認められるため。

## 8 指定管理者の指定

県と指定管理者候補予定者との間における細目協議が調った後、県議会の議決を経て、当該指定管理者候補予定者を岐阜県スポーツ科学センター御嶽濁河高地トレーニングセンターの指定管理者に指定する予定です。

### <指定期間>

平成29年4月1日から平成30年3月31日まで（1年間）